

○帯広市自然環境保全地区保全計画（案）

1 保全地区の名称

戸蔦中島大川河畔林

2 保全地区

(1) 位置

帯広市中島町東 6 線 99 番 1 外（別添、位置図のとおり）

(2) 区域

帯広市中島町東 6 線 99 番 1、99 番 2 の内、99 番 3 の内、及び 99 番 1 地先無番地（別添、区域図のとおり）

(3) 面積

2. 25ヘクタール

(4) 土地所有及び管理関係

民有地、帯広市土地改良区

3 指定理由

戸蔦中島大川河畔林は、帯広市街地から南に約 20 km、標高およそ 145メートルの位置にあり、札内川左岸の堤内地に成立している林分で面積がおよそ 2.25 ha である。

林冠を構成する樹種はハルニレ、ドロノキ、オオバヤナギであり、その他キハダ、エゾイタヤ、ケシヨウヤナギ、オヒョウなどが見られる。オヒョウは、帯広市内では山すその溪畔などに出現する樹種で、概ね標高 200～500メートルに分布するとされ、本地区は市内の分布標高の下限にあたる。林床はクマイザサが優占しているが、林分内に旧河道と思われる微小な凹地形が存在しており、この地形の周囲などには絶滅のおそれがあるものも含む多様な植物が生育する。

したがって、帯広市自然環境保全条例第 10 条第 1 項第 1 号「動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している山岳、丘陵、森林、草生地、溪谷、河川等の区域」に該当するものとして、自然環境保全地区に指定する。

4 保全計画

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア. 植生

本地区の植生は、高木層にハルニレ、ドロノキ、オオバヤナギが、亜高木層から低木層にエゾノウワミズザクラ、エゾイタヤ、アズキナシ、オヒョウなどが、草本層にクマイザサが優占している。特筆すべき事項として、木本にオヒョウが出現しておりこれは本市における垂直分布の下限である点、絶滅のおそれがある種として、ハルカラマツ、チドリケマン、トカチスグリ、ヤマタニタデ、エゾハナシノブ、バアソブ（II類）の 6 種の絶滅危惧種が見られる点が挙げられる。

(2) 自然環境の保全に関する基本的な事項

保全地区においては、極力人為による自然環境の改変を来さないよう行為の規制を図るとともに、関係機関並びに地域住民との緊密なる連携のもとに有効適切な保護監視体制の整備に努め、地域の自然環境の保全を図るものとする。

本地区内は、農業排水路が縦断しており、左岸側は人為利用が見られるが、右岸側は旧河道と思われる微小な凹地形が存在しており、人為利用がほとんど見られないことから、保全上重要な区域である。

よって、本地区は全域において、原則的に人や家畜等の過度な立ち入り等による植生の損傷、動物への影響を生じさせないよう適正な指導を行うものとするが、排水路右岸側の区域にあっては特に厳正な指導を行うものとする。

(3) 自然環境の保全のための制限に関する事項

ア. 本地区の自然環境を保全するため、地区内における工作物の新築、土地の形質の変更、動物の捕獲、樹木等の伐採、鉱物の採掘、水面の埋め立て、人為による河川・池沼等の水位水量の増減、広告物の掲出等の行為の許可申請又は届出等に対しては、帯広市自然環境保全条例及び同条例施行規則の趣旨に基づき、厳正に対処するものとする。

イ. 地区の自然環境の特質に鑑み、当該自然環境に悪影響を及ぼす行為等が行われないよう監視指導に努めるものとする。

(4) 自然環境の保全のための施設に関する事項

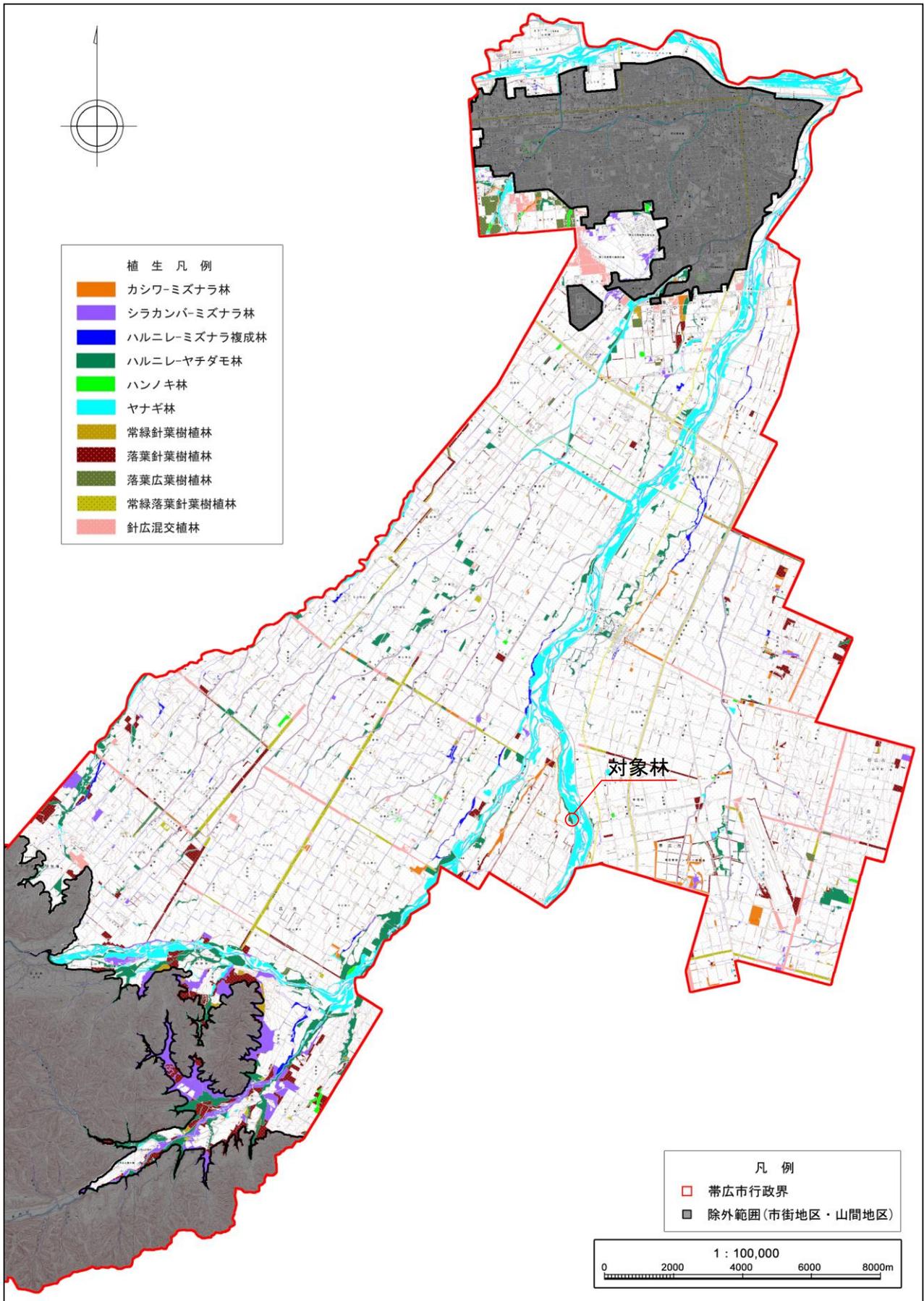
本地区の自然環境を保全するため、標識類の保全施設を次のとおり設置するものとする。

設置箇所	別添図面（区域図）のとおり
施設の種類	標識その他これに類する施設
工 種	新設

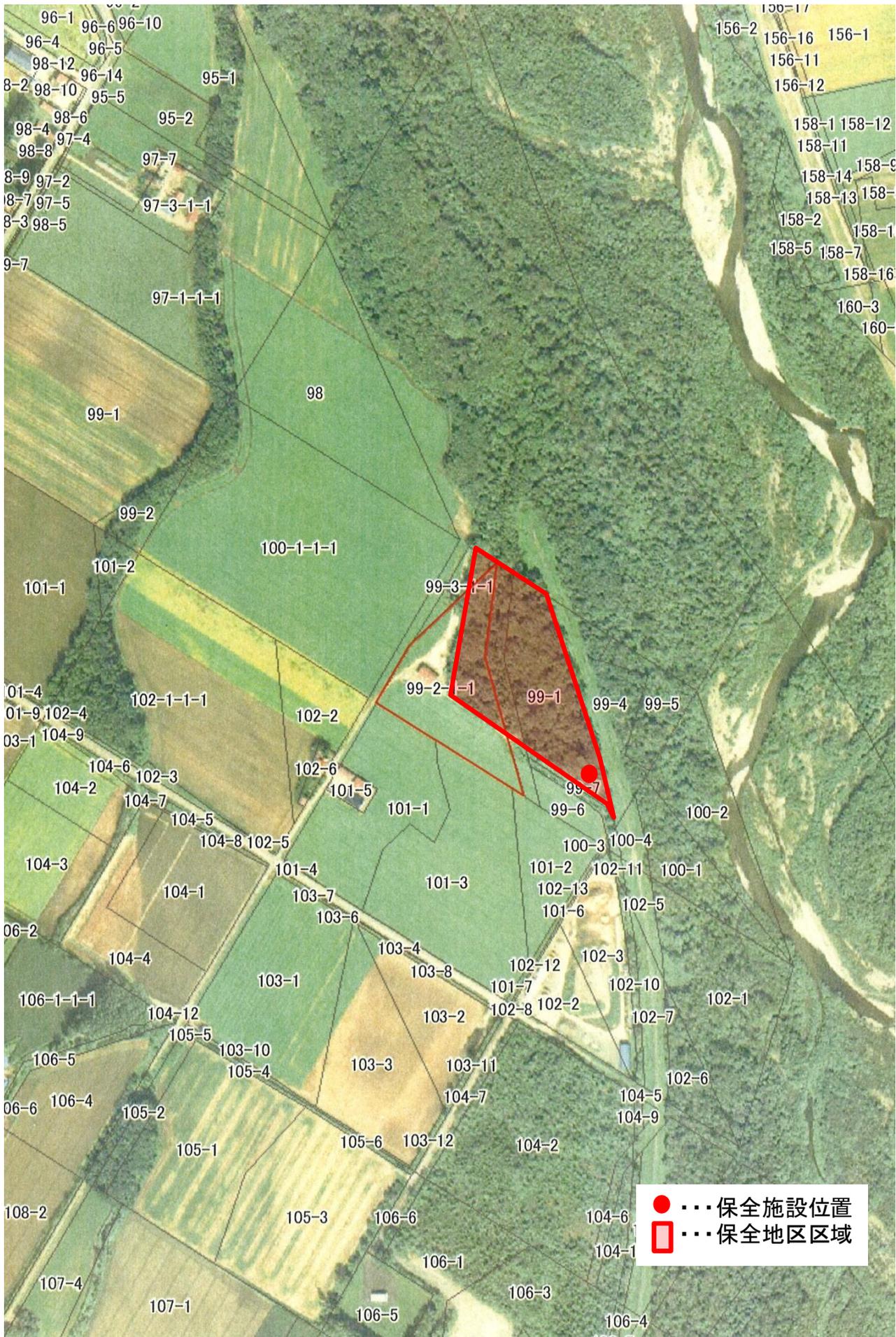
保全地区標識の概観



位置図



区域図



付近の主たる樹林地及び自然環境保全地区

